

独立行政法人国立印刷局の平成 29 年度評価結果の反映状況

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 28 条の 4 の規定に基づく評価結果の業務運営の改善及び事業計画への反映状況については、以下のとおりである。

平成 29 年度評価における課題、改善事項（※1）	平成 30 年度業務運営の改善への反映状況（※2）	令和元年度事業計画への反映状況（※3）
<p>1 製品の印刷誤りを発生させたことについては、同様の問題が生じないように、再発防止の徹底を図りたい。</p>	<p>I-2-(2) その他の製品 ハ 品質管理等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度に発生したシステム改修に起因した製品の印字不良に対して、システム改修に当たっては、発注者・委託業者とこれまで以上に意思疎通を図り、システム改修に伴う影響を可能な限り広範に精査・検証することにより、再発防止に取り組んだ。 <p>VII-1-(1) 内部統制に係る取組 イ 内部統制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度に発生した印刷誤りに対しては、再発防止策を徹底するとともに、再発防止策の実施状況やその有効性について特別考査を実施し検証するなど、業務プロセスの改善を図った。 	<p>システム改修に起因した製品の印字不良の再発防止に向け、継続的な業務プロセスの改善に取り組むこととし、以下のとおり事業計画に反映した。</p> <p>I-2-(2) その他の製品</p> <p>切手等の製品については、品質管理及び製造工程管理の徹底を図り確実な製造を行うことにより、発注者との契約に基づく数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。さらに、発注者の要望を踏まえた提案を行います。</p> <p>また、製品の製造に当たっては、作業考査や点検等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組みます。</p>
	<p>I-3-(2) その他の製品 イ 国会用製品等の確実な製造及び納入</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度に製造過程における確認不足により発生した印刷誤りについては、再発防止策の履行状況等に関して、工場職員による作業考査を行うことに加え、本局職員による特別考査を行い、作業が適正に実施されていることを確認した（6 月～7 月、平成 31 年 2 月）。 <p>VII-1-(1) 内部統制に係る取組 イ 内部統制の推進</p>	<p>製造過程における確認不足により発生した印刷誤りの再発防止に向け、継続的な業務プロセスの改善に取り組むこととし、以下のとおり事業計画に反映した。</p> <p>I-3-(2) その他の製品</p> <p>国会用製品等の製品については、品質管理及び製造工程管理に取り組み、数量確認、進捗管理の徹底を図り確実な製造を行うことにより、発注者との契約に基づく数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。</p> <p>また、製品の製造に当たっては、作業考査や点検等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組みま</p>

平成 29 年度評価における課題、改善事項 (※1)	平成 30 年度業務運営の改善への反映状況 (※2)	令和元年度事業計画への反映状況(※3)
	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度に発生した印刷誤りに対しては、再発防止策を徹底するとともに、再発防止策の実施状況やその有効性について特別考査を実施し検証するなど、業務プロセスの改善を図った。 	す。
<p>2 法人自らが課題としているとおり、業務プロセスにおける関係部門間の情報共有・連携やチェックの仕組みなどに改善の必要が認められたことについて、製造過程における指示の方法や調達手続きの手順等について、管理方法の強化や指導・教育の徹底を図りたい。</p>	<p>VII-1-(1) 内部統制に係る取組</p> <p>イ 内部統制の推進</p> <p>(ロ) 報告・相談等の徹底に向けた取組</p> <p>平成 29 年度に発生した事案の原因究明や再発防止に取り組む過程において、業務プロセスにおける関係部門間の情報共有やダブルチェックの仕組みの改善、上司の側から部下の状況を把握するなどの業務における上司・部下間の報告・相談等の重要性について再認識された。</p> <p>これらを組織の課題として捉え、報告・相談等の徹底を始めとする内部統制に係る管理監督者の意識を改めて啓発するため、理事長自らが管理監督者にメッセージを発信し、各機関に出向き講話を実施（6 月～8 月）した。また、報告・相談等を徹底するため、本局の内部統制推進事務局は、新たに「報告・相談等の確実な実施に向けた基本方針及び具体的な取組（実施計画）」を策定（6 月）し、次の取組を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事会、内部統制推進委員会、運営会議の機会を捉え、報告・相談等の重要性について、役員、本局室・部長及び機関長との間において認識統一を行った。 各機関の幹部職員を対象に内部統制の重要性等に関する研修を実施する等、各種研修の機会を捉えて、内部統制の推進について教育を行った（6 月～9 月）。 	<p>業務プロセスにおける関係部門間の情報共有・連携やチェックの仕組みなどに改善の必要性が認められたことについて、各種の業務プロセスについて不断の見直しに取り組むとともに、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めることとし、以下のとおり事業計画に反映した。</p> <p>VII-1-(1) 内部統制に係る取組</p> <p>内部統制については、整備した統制環境の下、組織全体で垂直的統制や相互けん制等を有効に機能させることにより実効性を高めるとともに、独立行政法人国立印刷局業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施します。また、各種の業務プロセスについて、不断の見直しに取り組みます。</p> <p>VII-5-(3) 職務意識の向上・組織の活性化</p> <p>役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。</p>

平成 29 年度評価における課題、改善事項 (※1)	平成 30 年度業務運営の改善への反映状況 (※2)	令和元年度事業計画への反映状況(※3)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関における内部統制上の課題及びその取組状況について調査を実施し、その結果を役員、本局室・部長及び機関長が出席する会議にて情報共有を図った(9月)。 ・ 各機関を巡回し、内部統制に係る意識を啓発するため説明会を開催するとともに、各機関における内部統制上の課題に対する取組状況について確認を行った(10月～11月)。 ・ 内部統制上必要な情報の収集及び伝達に加えて、報告・相談等の取組状況の把握を目的に内部統制推進統括責任者(担当理事)と工場職員との面談を、静岡工場において実施した(11月)。 ・ 全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」において、上司と部下のコミュニケーションの状況等について調査を行った(11月)。 <p>上記の取組を総括したところ、上司と部下の間における報告・相談等に関する意識の相違が、なお課題として認識されたことを踏まえ、継続的な意識啓発を行うこととした。教育内容の見直し、意識啓発の一般の職員への拡大などを内容とする、平成31年度の実施計画を策定(平成31年3月)し、PDCAサイクルによる継続的な改善に向けて取り組むこととした。</p>	

※1 国立印刷局の平成29年度の業務実績に関する評価書(平成30年8月31日付け財務省理財局)から該当箇所を抜粋した上で記載する欄。

※2 平成30年度の業務実績に関する自己評価書に基づき記載する欄。

※3 令和元年度事業計画から該当箇所を記載する欄。